母体保護法下における強制的な不妊手術・中絶被害者の被害回復を求める声明

母体保護法下の不妊手術・中絶被害者と共に歩む会

私たちは、母体保護法下において旧優生保護法の優生手術等と同様の被害にあわれた、片方司さん・米田恵子さんと出会い、同様の被害に対して同様の人権回復と補償を求めるために発足した団体です。

1996年の母体保護法改定の際には、旧優生保護法の違憲性についての明確な言及はなく、被害の実態調査や検証も行われなかったばかりか、国は、その後も、優生手術は適法であったとの立場をとり続けました。その結果、旧法が社会の隅々に根付かせた優生思想は存続し、母体保護法のもとでも、障害者らに対して、本人の意思に反して、あるいは拒否することが難しい状況の中で不妊手術や中絶が行われてきました。昨年末に明らかになった北海道江差町「あすなろ福祉会」における不妊処置問題は、いまだに同様の被害が起き続けていることを示しています。

団体の発足から3年あまりたちましたが、母体保護法下における同様の被害の救済は、遅々として進んでいません。著しく不十分ながらも2019年に成立した一時金支給法でさえ、母体保護法下での同様の被害は対象外に位置付けられており、旧優生保護法問題から置き去りにされたままです。

今年2月、被害回復を訴えておられた片方司さんが、志半ばにして末期がんで亡くなられてしまいました。この問題は、時間との勝負です。

国は、旧優生保護法および母体保護法下での不妊手術・中絶被害者の尊厳と被害の回復、優生思想や障害者差別の根絶に向けた施策の実現に早急に着手するよう強く求めます。同時に、私たちは、この問題に取り組む決意を新たにするとともに、旧優生保護法の被害者及び家族、弁護団、障害者団体、支援団体の仲間に更なる連帯をよびかけます。

連絡先：長谷川唯　090-5253-7902 ／ quarterback.yui@gmail.com